

平成28年度事業報告

平成28年中の宮城県内における刑法犯認知件数は16,466件で、前年比1,276件(−7.2%)減少し、平成14年以降15年連続の減少となり、戦後ピーク時(平成13年)の49,887件に対比し、67%減少するなど、治安は着実に改善が図られている。

しかしその一方で、高齢者等を対象とした特殊詐欺被害が依然として高い水準で推移するとともに、子どもや女性が被害者となる暴力事件や性犯罪も後を絶たない状況にある。

このような情勢の中、公益事業として掲げた「安全・安心まちづくり等推進事業(公益事業1)」「風俗環境浄化事業(公益事業2)」及び収益事業として掲げた「物品斡旋等事業」について、県、市町村、警察、各地区防犯協会連合会及び防犯ボランティア団体等の関係機関・団体と連携した事業運営に努めました。

平成28年中における各事業の推進状況は、下記のとおりでありました。

第1 安全・安心まちづくり等推進事業(公益事業1)

県民の身近なところで発生し、特に地域住民が不安に感じる強盗や侵入窃盗等の犯罪を始め、高齢者等を対象とした特殊詐欺や子ども・女性を対象とした暴力事件、性犯罪、さらには万引きや自転車盗などの少年非行の入口となる犯罪を未然に防止し、誰もが安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、警察、自治体、防犯ボランティア団体等と連携した防犯活動を推進しました。

1 防犯団体相互の連絡調整並びに各団体が行う防犯活動に対する協力援助

(1) 防犯団体相互の連絡調整

地区防犯協会連合会、防犯指導(実働)隊、職域防犯団体、自主防犯ボランティア団体間の連絡調整を行って防犯活動の活性化やネットワーク化に努めるとともに、地区防犯協会連合会総会への出席等を通じて指導を行いました。

また、地区防犯協会連合会や防犯ボランティア団体等の活動をホームページに掲載して広く県民に知らせるとともに、各防犯団体には活動の参考事例としました。

(2) 若い世代の参加促進を図るためのヤング防犯ボランティア活動に対する支援

防犯ボランティア団体等構成員の高齢化や活動参加者の固定化等の課題を踏まえ、若い世代の防犯ボランティアへの参加促進を図るための防犯ボランティア活動に対する支援については、該当する団体がなかったため、助成を見送りました。

(3) 防犯ボランティア団体の自主防犯活動促進のための支援

防犯ボランティア団体の結成と活動促進を図るため、新規防犯ボランティア団体に対して防犯活動用品である防犯腕章等の提供し、支援を行いました。

(4) 青色回転灯付き防犯パトロール車の運用促進

当連合会が寄贈を受けた青色回転灯付き防犯パトロール車の譲渡はなかったが、これまで譲渡を受けている各地区防犯協会等の青色回転灯付き防犯パトロール車の運用を推奨するなどして、自主防犯パトロール車の積極的な運用を促進しました。

また、青色回転灯付き防犯パトロール車を新規に運用しようとする団体及び青色回転灯の交換が必要な団体に対して、青色回転灯13台を無償で提供しました。

2 防犯対策の調査及び指導並びに防犯思想の啓発宣伝

(1) 全国地域安全運動宮城県大会の開催

10月11日から同20日までの10日間、全国地域安全運動を実施し、県警察及び地区防犯協会連合会等と連携して県民の防犯意識の向上に努めました。

また、10月11日には、仙台市太白区文化センター「楽楽楽ホール」において、宮城県副知事、宮城県警察本部長等の出席のもと全国地域安全運動宮城県大会を開催しました。

(2) 季節地域安全運動の実施

県警察及び地区防犯協会連合会等と連携し、10月に実施した全国地域安全運動を含め、春、夏、秋、年末年始の節目の時期に、期間と重点を定め、次のとおり季節地域安全運動を実施しました。

ア 春の地域安全運動（4月15日～5月14日）

花見時を中心とした行楽期における空き巣等の侵入窃盗や子ども・女性に対する犯罪被害防止を重点とした防犯診断、防犯パトロール、その他広報啓発活動等を行いました。

イ 夏の地域安全運動（7月15日～8月25日）

夏季に多発が予想される痴漢等の性犯罪、少年非行及び覚せい剤等の薬物乱用防止を重点とした防犯パトロール及び防犯キャンペーンによる広報啓発活動等を行いました。

ウ 年末年始の地域安全運動（12月1日～1月7日）

年末年始に多発が予想される強盗やひったくり、特殊詐欺等の犯罪被害防止を重点に、県警察の「年末年始特別警戒」と一体となった防犯パトロール及び防犯キャンペーン等の広報啓発活動を行いました。また、金融機関の防犯対策として銀行協会が開催した金融機関年末年始防犯対策会議に参加し、金融機関対象強盗事件の未然防止等について協議しました。

(3) 防犯診断競技大会の開催

県警察との共催により、10月18日、宮城県警察学校において、防犯指導隊連絡協議会、防犯設備士協会の協力の下、県内各地区から選出された防犯指導（実働）隊等の代表者による防犯診断競技大会を開催し、侵入窃盗、特殊詐欺、子どもの犯罪被害防止を図るための防犯指導力を競い合い、技能の向上に努めました。

競技結果は、第1位が仙台中央地区チーム、第2位が加美地区チーム、第3位が大河原地区チームでした。

(4) 広報紙の発行等

機関紙「防犯みやぎ」の発刊、リーフレット「犯罪と防犯」、全防連が発刊する月刊誌「安心な街に」、各種防犯ポスター・リーフレット・チラシ等の配布、のぼり旗・立て看板の掲出等による広報啓発活動を推進し、地域住民の防犯意識の高揚に努めました。

(5) 防犯作文及びポスターの募集

青少年の規範意識の向上と防犯意識の啓発を目的に、県内の小中高等学校の児童生徒を対象とした防犯作文・防犯ポスターの募集を行い、8月19日警察本部幹部と部外審査員を交えた審査会を開催して下記のとおり優秀作品を選考し、全国地域安全運動宮城県大会等において表彰しました。

区 分	最優秀	優 秀	佳 作
作 文	2点	7点	13点
ポスター	3点	11点	15点

(6) 防犯DVDの貸し出し等

地域における防犯研修会等で役立つ最新の防犯に関するDVDを整備し、ホームページに掲載して周知するとともに、特殊詐欺被害防止や少年をネット犯罪から守るためのDVD等を広く一般に

貸し出し、各種研修会等での活用を推進しました。

3 青少年の非行防止と健全育成に関する活動

(1) 関係機関等と連携した非行防止活動

少年非行は社会全体の問題であり、次代を担う少年の非行防止と健全育成を図ることは極めて重要であることから、県、県警察、関係機関・団体と一体となった活動を推進しました。

なお、共催又は出席した主要な行事は次のとおりでありました。

- 5月19日 社会を明るくする運動宮城県推進委員会
- 5月24日 青少年のための宮城県民会議、青少年健全育成県民総ぐるみ運動推進会議
- 5月27日 すばらしいみやぎを創る協議会
- 6月6日 宮城県万引き防止対策協議会
- 7月12日 少年警察ボランティア宮城県大会
- 10月28日 少年をネット犯罪から守るための連絡会議
- 11月15日 すばらしいみやぎを創る運動県民のつどい

(2) 非行少年を生まない社会づくりのための活動支援

少年に手を差し延べる立ち直り支援活動や少年を見守る社会気運の醸成等を基本柱とした「非行少年を生まない社会づくり」活動を推進するため、県警察、地区防犯協会連合会と連携し、地区ボランティア団体等が行う立ち直り支援活動に助成を行いました。

(3) 少年を非行からまもるパイロット地区活動に対する支援

少年非行の多発地区等を「少年を非行からまもるパイロット地区」として県警察が指定した次の4地区に対し、いじめや校内暴力の排除、その他非行防止活動を支援するため、所要の助成を行いました。

指定地区（中学校区）名	指定機関（期間）	関係機関
仙台南地区防犯協会連合会 （若林区／蒲町中学校区）	警察本部指定 1年（継続）	仙台南警察署 仙台市若林区
仙台北地区防犯協会連合会 （青葉区／広瀬中学校区）	警察本部指定 1年（継続）	仙台北警察署 仙台市青葉区
大崎東部地区防犯協会連合会 （大崎市／古川東中学校区）	警察本部指定 1年（新規）	古川警察署 大崎市
大河原地区防犯協会連合会 （大河原町／大河原中学校区）	警察本部指定 1年（新規）	大河原警察署 大河原町

(4) 少年を守る環境浄化重点地区活動に対する支援

少年の健全育成を目的に「少年を守る環境浄化重点地区」として県警察が指定した次の地区に対し、環境浄化のための広報啓発活動及び非行防止ボランティア活動を支援するため、所要の助成を行いました。

指定地区名	指定機関（期間）	関係機関
仙台中央地区防犯協会連合会 （青葉区／国分町地区）	警察本部指定 1年（継続）	仙台中央警察署 仙台市青葉区

(5) 万引き防止活動

万引きは、罪悪感や規範意識の低下に起因することが多く、少年非行の入口となる犯罪であることから、県警察及び宮城県万引き防止対策協議会を始めとした関係機関・団体と連携し、『万引き防止3ない運動（しない・させない・許さない）』や『万引きは犯罪である』ことの広報啓発等、

地域ぐるみによる万引き防止活動を推進しました。

4 覚せい剤等薬物乱用防止に関する活動

平成28年中に薬物事犯で検挙された人員は135人で対前年比17.6%減少し、このうち覚せい剤事犯の検挙人員が108人で、全薬物事犯の80%を占めている。しかも検挙人員の52.8%が暴力団構成員等で、再犯者も60.2%を占めるなど常習性が強い実態にあるほか、興味本位や好奇心など安易な気持ちから薬物事犯を犯す人もおり、最近では危険ドラッグの使用やインターネット利用による薬物事犯の広がりも懸念されています。このようなことから県警察と協働し、薬物乱用防止3つ折りリーフレット等を配布して薬物乱用の危険性等について、広報啓発活動を推進しました。

5 銃器対策及び暴力団排除等の社会環境の浄化に関する活動

県警察及び（公財）宮城県暴力団追放推進センター等と連携し、銃器の根絶、銃器等の不法所持に関する情報提供の促進、暴力団との密接関係を禁止した暴力団排除条例の周知などを目的とした広報啓発活動を推進しました。特に、風俗営業からの暴力団排除を徹底するため、風俗環境浄化事業として県内各地で5回行った風俗営業管理者講習において、暴力団追放推進センター担当官の講話を実施し、指導を徹底しました。

6 犯罪の予防検挙に対する協力援助

(1) 振り込め詐欺等特殊詐欺被害防止活動

平成28年中の本県における振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の被害発生は、270件（前年比－80件）、被害額6億6,536万円（前年比－3億7,015万円）と依然として高い水準で推移し、中でも架空請求詐欺被害が増加しました。このため、その被害を防止するために、県内の主要医療機関5施設の院内テレビで長期間、防犯情報のスポット放映を行ったのをはじめ、JR折りたたみ時刻表への掲載、広報用のぼり旗広報啓発ポスター、ウェットティッシュ等の広報啓発資料の作成配布、各種研修会で使用する広報啓発用DVDの貸し出し等を行って被害防止意識の啓発を行うとともに、毎月15日を「振り込め詐欺抑止強化日」と定め、県警察・関係機関等と連携し、被害防止活動を推進しました。

(2) 侵入盗犯防止活動

地域住民が身近に不安を感じる犯罪として常に上位にあげる空き巣等の侵入盗犯が、平成28年中1,932件と県内の刑法犯認知件数の11.7%を占め、その無施錠被害率も51.3%と依然として高い状況にある。このため、県警察と協働で、その被害実態を地域住民に知らせるとともに、侵入盗犯防止のため『3かけ運動（カギかけ・気かけ・声かけよう）』の広報啓発活動を推進し、自主防犯意識の高揚に努めました。

(3) 子ども女性安全対策活動

子どもと女性を対象とした声かけ、つきまとい、のぞき、盗撮、公然わいせつ等の脅威事案が平成28年中1,962件（前年比＋110件）と増加しており、しかもこれら事案は、凶悪事件に発展するおそれもあることから、県警察と協働した子ども女性安全対策活動を推進しました。また、地域、職域防犯ボランティア団体による子どもの見守り活動や防犯パトロールが県内各地で活発に推進されました。

(4) 職域防犯組織に対する協力援助

「子ども110番パトロール事業」を推進している県建設業協会等の職域防犯組織に対して、治安情報の提供、助言、指導を行いました。特に、県建設業協会傘下の事業所が行っている「子ども110番パトロール事業」について、当連合会をはじめ、県警察、県教育庁、県土木部、県環境生活部を含めた連絡会議が、本年3月16日に開催され、平成28年度活動状況及び平成29年度活動方針や活動の在り方について協議し、継続して実施していくことが確認されました。

7 表彰及び保険制度の加入事業

(1) 表彰事業の実施

多年にわたり地域の防犯活動を積極的に推進した功績と貢献が認められた団体・個人及び県民への防犯思想の浸透を題材とした防犯作文・防犯ポスターの優秀作品を表彰し、防犯意識の高揚と防犯活動の活性化を図りました。

ア 全国地域安全運動宮城県大会における表彰（平成28年10月11日）

表 彰 別	表 彰 者	表彰数
優良防犯団体	県防連会長・県警察本部長（連名）	18団体
防犯功労者		76名
防犯ボランティア活動推進功労団体	県防連会長・県警察本部長（連名）	14団体
防犯作文・ポスター入選者		23名
防犯協会等職員功績者	県防連会長	1名

イ 全国地域安全運動中央大会における表彰（平成28年9月29日）

表 彰 別	表 彰 者	表彰数
防犯栄誉金章	警察庁長官・全防連会長（連名）	2名
防犯栄誉銀章		4名
防犯栄誉銅章	全防連会長	12名
功労ボランティア団体		1団体

ウ 東北防犯協会連絡協議会における表彰（平成28年7月26日）

表 彰 別	表 彰 者	表彰数
優良防犯団体	東北管区警察局長・東北防連協議会長（連名）	3団体
防犯功労者		12名

(2) 保険加入事業の実施

防犯指導（実働）隊員等の防犯活動中における災害補償の充実を図るため、保険制度（災害補償制度）に加入するとともに、単位防犯協会に対しては（公財）全国防犯協会連合会と民間の損害保険会社が提携している補償制度への加入促進を図りました。

ア 普通傷害保険（契約者：県防連）

区 分		保 険 金 額
保険金額	傷	死亡・後遺障害 3,000,000円
	害	入院保険金日額 4,500円
		通院保険金日額 3,000円
特記事項		26名限定

イ 防犯協会員団体総合補償保険（取扱：全防連）

区 分		A 型	B 型	C 型	
保険金額	傷 害	死亡・後遺障害	3,000,000 円	6,000,000 円	15,000,000 円
		入院保険金日額	3,000 円	6,000 円	7,500 円
		通院保険金日額	1,000 円	2,000 円	5,000 円
	賠 償	対 人 賠 償	1 名 2,000 万円 1 事故 1 億円		
		対 物 賠 償	1 事故 200 万円		
保 険 料		100 円	190 円	360 円	

8 防犯施設の拡充整備

犯罪の起きにくい環境づくりを目的に、街頭犯罪の発生のおそれがある公道（国道を除く）に対して防犯灯設置を促進するため、各地区防犯協会連合会からの申請に基づき、県内 12カ所を選定し、防犯灯設置費用の一部助成を行いました。

9 自転車防犯登録事業

平成 28 年中の宮城県内における自転車盗の認知件数は、3,151 件で全刑法犯の 19.1% を占め、被害自転車の 61.9% が無施錠でありました。自転車盗は少年非行の入口となる犯罪であることや軽い気持ちで犯行に及び易く、行為者の規範意識の低下を助長しかねない事案でもあります。

このようなことから、自転車の盗難防止及び盗難自転車の被害回復並びに放置自転車の所有者の特定を図るなど県民の財産の保護に寄与するために制定・運用されている自転車防犯登録の促進と J R 折りたたみ時刻表への防犯登録とツーロック記事の掲載等、広報啓発活動を推進しました。

なお、平成 28 年度における自転車の防犯登録台数は 10 万 2,324 台であり、前年度と比較して 8,084 台減少しました。

10 会議等の開催

(1) 会議

種 別	開 催 日	開催場所
第 1 回理事会	平成 28 年 5 月 11 日	宮城県多賀城分庁舎
通常総会	平成 28 年 5 月 31 日	パレス宮城野
第 2 回理事会	平成 29 年 3 月 24 日	宮城県多賀城分庁舎

(2) 各種大会等

種 別	開 催 日	開催場所
全国地域安全運動宮城県大会	平成 28 年 10 月 1 日	太白区文化センター
宮城県防犯診断競技大会	平成 28 年 10 月 18 日	宮城県警察学校

(3) その他会議への参加

県警察が主催する地域安全（防犯）対策会議を始め、県、教育庁等関係機関・団体が行う各種会議、大会、連絡協議会等に積極的に参加したほか、民間防犯組織との緊密な連携を図り、情報交換を行うなどして、総合的な防犯対策の推進に努めました。

第2 風俗環境浄化事業（公益事業2）

当連合会は、昭和60年2月13日に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営適正化法」という）第39条第1項の規定に基づき、宮城県公安委員会から「宮城県風俗環境浄化協会」としての指定を受け、宮城県警察及び関係機関団体等と連携し、善良な風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止することにより、少年の健全育成を図るため、次のとおり風営適正化法第39条第2項に掲げる事業を推進しました。

1 風俗環境に関する苦情処理

風俗営業の健全化や利用者の保護に資するため、一般から寄せられる風俗営業に関する苦情・相談・要望等について、県警等関係機関と連携の下、適切な取り扱い（処理）をする体制を整備するとともに、ホームページに掲載するなど広く周知しているが、平成28年度中の苦情事案の取扱いはなかった。

2 風俗に関する法令遵守のための啓蒙活動

（1）管理者講習における啓蒙活動

風俗営業所の管理者を対象とした管理者講習を県内5地区において開催し、各種の資料を配付し健全営業の啓蒙を行うとともに、警察本部の担当者等による講話を実施し、規範意識の高揚を図りました。

（2）立ち入りにおける啓蒙活動

宮城県遊技業協同組合との協働による風俗営業所（ぱちんこ店）に対する立ち入りを通じて健全営業の啓蒙を行いました。

3 少年指導委員に対する活動援助

上記管理者講習、風俗営業所の調査を行った際、少年指導委員が少年の健全育成に害を及ぼす行為を防止し、少年を有害環境から守ることを目的として営業所への立ち入りや補導活動を行うことについての説明を行い、風俗営業所がその活動に積極的に協力するよう要請しました。

4 善良な風俗の保持及び風俗環境浄化並びに少年の健全育成に資するための自主的な組織活動に対する協力援助

（1）ポラリス宮城に対する協力援助

少年の規範意識の向上と非行防止活動を目的として大学生で組織された「ポラリス宮城」に対し、その活動促進を図るため、所要の助成を行いました。

（2）少年補導員協会に対する協力援助

警察署長及び地区防連会長の委嘱により少年の健全育成と非行防止を目的に少年補導活動を行う「少年補導員協会」に対し、その活動促進を図るため、所要の助成を行いました。

（3）地区防犯協会連合会の風俗環境浄化事業に対する協力援助

善良な風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止することにより、少年の健全育成を図ることを目的に各種の風俗環境浄化事業を行う各地区防犯協会連合会に対し、それぞれの活動を促進するため、所要の助成を行いました。

5 宮城県公安委員会から委託を受けた講習、調査の実施

(1) 風俗営業所の管理者に対する講習の実施

宮城県公安委員会の委託を受け、「風営適正化法」第24条第6項の規定に基づき、風俗営業の適正化を促進するため、風俗営業所の管理者に対する定期講習を下表のとおり実施しました。

実施年月日	受講総人員	業 種 別		講習対象地区
		接待飲食等営業	ぱちんこ屋等	
7月20日	20人		20人	仙南ブロック
8月31日	27人	27人		仙台中央ブロック
9月14日	37人	37人		同上
11月18日	44人	44人		同上
2月17日	46人	46人		仙南ブロック
計	174人	154人	20人	
前年度比	-4人	+154人	-158人	

(2) 風俗営業所に対する構造設備等の調査の実施

宮城県公安委員会の委託を受け、「風営適正化法」に定める風俗営業の営業所の構造、設備の基準適合の有無を下表のとおり調査しました。

調査総件数	カフェー等	ぱちんこ屋	まあじゃん屋	特定遊興	
85件	82件	0件	1件	2件	
前年度比	-15件	-17件	0件	±0件	+2件

第3 物品斡旋等事業（収益事業）

1 古物・質屋営業適正化事業

古物・質屋営業法は、窃盗その他の犯罪の防止及び迅速な被害回復に資することを目的として、古物・質屋営業許可業者に適正な営業を営ませるため、国家公安委員会規則が定める様式の「古物・質屋商許可標識」の掲示、及び古物営業者の従業者が営業者に代わって営業する場合に同規則が定める様式の「行商従業者証」の携帯を義務付けていることから、許可業者の依頼を受け、「古物商許可標識」等を斡旋、交付する事業を行いました。

(1) 古物・質屋商許可標識等の斡旋

古物営業許可業者が各地区防犯協会連合会事務局に依頼した古物・質屋商許可標識の注文を取りまとめて作製業者に発注し、同業者から当連合会に納品された同標識180枚を地区防犯協会連合会経由で同許可業者に有償で配付しました。質屋許可標識の取扱いはなかった。

(2) 行商従業者証の斡旋

古物営業許可業者が地区防犯協会連合会事務局に依頼した行商従業者証の注文を取りまとめて（公財）全国防犯協会連合会に発注し、同連合会（作製業者）から当連合会に納品された同従業者証13枚を地区防犯協会連合会経由で同許可業者に有償で配付しました。

2 物品斡旋事業

(1) 地区防犯協会連合会に対する広報用資材等の斡旋

安全・安心なまちづくりを推進するための防犯用広報資材を下表のとおり地区防犯協会連合会に
 斡旋し、自主防犯活動の活性化を図りました。

品 名	数 量
地域安全腕章	5 3 8 枚
防犯標語入り懸垂幕	4 1 3 枚
全国地域安全運動用チラシ	1, 1 6 0 枚
安心な街に	3 9 5 部
防犯手帳	1, 0 6 7 部
防犯カレンダー	2 7 4 部
防犯ボランティア活動マニュアル	4 0 部
子供の犯罪被害防止冊子	1 0 0 部
青パト活動マニュアル	2 0 0 部

(2) 風俗営業所に対するステッカー等の斡旋

宮城県公安委員会の許可を受けた風俗営業所に対して掲示を推奨している「風俗営業ステッカー」と風営適正化法により掲示義務のある年少者の立入りを禁止するための「18歳未満立入禁止ステッカー」等を下表のとおり斡旋し、風俗環境浄化を促進しました。

品 名	数 量
風俗営業ステッカー	2 9 枚
18歳未満立入禁止ステッカー	2 1 枚
深夜酒類提供飲食店届出済ステッカー	1 1 枚